**大阪大学フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項**

**（趣旨）**

第１条 文部科学省「先端融合領域イノベーション創出拠点としてフォトニクス先端融合研究拠点、光エコライフ技術開発拠点等」事業により、大阪大学フォトニクスセンター（以下、「フォトニクスセンター」という。）が管理及び運用する装置の学外者の利用に関し必要な事項は、「国立大学法人大阪大学資産貸付取扱要領」に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

**（利用者の資格）**

第２条 装置を利用できる者は、次の各号いずれかに所属する企業研究者・または個人とする。

(1) 協働機関

(2) 入居企業

(3) パートナー企業

(4)前1～3号の利用はフォトニクスに関連した起業、またはフォトニクスに関連した製品化を目的とした研究・開発に限られる

 **(装置が利用できる時間)**

第３条 装置が利用できる時間は、原則として日曜日、土曜日，国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178 号)に規定する休日及び年末年始(12 月29 日から翌年1 月3 日までの日)を除く日の午前9 時から午後5 時までの間とする。

**（利用の申請及び承認）**

第４条 装置を利用しようとする者は、フォトニクスセンター共用実験室・実験装置利用申請書(別記様式1）を大阪大学フォトニクスセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

２ フォトニクスセンター長は、前項の申請書等を受理した場合において、当該申請が本事業の趣旨に照らし適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

**（利用者の責務）**

第５条 利用者は、装置の利用に当たっては善良なる管理者の注意義務を持ってこれに当たらなければならない。

**（目的外利用の禁止）**

第６条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に装置を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

**（利用承認の取消し等）**

第７条 フォトニクスセンター長は、利用者がこの要項に違反し、フォトニクスセンターの運営及び装置の利用に重大な支障を生じさせると判断したときは、第４条第２項の承認を取消し、利用を中止することができる。

**（損害賠償）**

第８条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に供する設備を滅失し、破損、

又は汚損したときは、直ちにフォトニクスセンター事務室または担当の技術職員に届け出るとともに、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

**（傷害保険）**

第９条 利用者は、不慮の事故に備えて傷害保険に加入するものとする。

**（秘密の保持）**

第１０条 利用者は、装置の利用に当たり、知り得たフォトニクスセンターの技術上の秘密若しくは個人情報等について、その一切の情報に係る秘密の保持に十分配慮しなければならない。

**（免責）**

第１１条 フォトニクスセンターは、装置の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し責任を負わないものとする。

**（利用料金）**

第１２条 利用者は、装置の利用に要する消耗品費用(以下「利用料」という。)を納入するものとし、その額は、別表（装置利用料）に定めるところにより算出される額とする。

**（納入の方法）**

第１３条 前条第１項に定める利用料の納入は、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

**（その他）**

第１４条 この実施要項に定めるもののほか、フォトニクスセンターにおける装置利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成２５年１０月８日から実施する。

この改正は、平成２６年２月１４日から施行する。

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。